

関西佐世保会会則

第1条 本会は、関西佐世保会と称する

第2条 本会は、長崎県北地区にご縁のある会員で構成する

第3条 本会は 事務局を関西佐世保会ホームページ内に置き、問合せ先を明記し運営する

第4条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう

- ①総会、および親睦会の開催
- ②会員名簿の作成
- ③その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第6条 本会への入会手続きは不要とし、総会の参加をもって会員とする

第7条 本会には、次の役員を置く

会長 1名 副会長 1～3名 事務局長 1名 会計 1名 理事 若干名
監査 1名 相談役および顧問・参与を置く

第8条 役員は次の会務を行なう

- ①会長は本会を代表し、会務を統括する
- ②副会長は、会長を補佐する
- ③事務局長は、本会運営の庶務一切を統括し、活動を企画立案する
- ④会計は、本会の会計事務一切を管理する
- ⑤理事および役員は、会員の意見を吸収し、会員に周知させる
- ⑥相談役・顧問は、本会の運営に関しての会長の諮問に応じる
- ⑦会計監査は、本会の会計事務一切を監査する

第9条 役員を選任は次のとおり行なう

- ①会長、および副会長は役員会で推薦し、総会で承認決定する
- ②事務局長、会計、および理事は、会員中より会長が指名し、役員会で承認決定する。
- ③相談役・顧問は、会長の推薦により、役員会にて承認決定する
- ④会計監査は、役員会で推薦し、総会で承認決定する

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない

第11条 総会は年1回以上会長が招集し開催する

第12条 総会の議長は、会長とする

第13条 総会は、活動報告、会計報告のほか、会則変更などを審議し決定する

第14条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、毎年度の活動計画を決定するほか、会則の変更など必要事項を審議する

第15条 本会は総会会費で運営し、年会費は不要とする

第16条 本会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする

附 則 本会の会則一部改正は2019年総会より施行する